



VOC 排出抑制自主取り組み 中環審

中央環境審議会の専門委員会は、固定発生源の揮発性有機化合物(VOC)排出抑制における自主的取り組みに関する審議を開始しました。これは大気汚染防止法に基づく規制措置が来春から施行されるのを受け、自主的取り組み状況の把握・評価方法や促進策などについて検討するものです。

固定発生源を対象とする VOC 排出抑制制度は、排出口における排出濃度規制と事業者による自主的取り組みを組み合わせた制度です。施行当初は、規制対象施設を大規模施設に限定しますが、自主的取り組みの進捗状況に応じて規制対象の拡大も可能な仕組みとされています。また、目標値は固定発生源からの VOC 排出総量を 2010 年度をめぐり 2000 年度比 3 割削減と設定しており、このうち 2 割程度が自主的取り組みによって削減すべき量と見込んでいます。

これまで VOC の大気中への排出量は、製品の全国出荷量に製品中の VOC 含有量をかけ、その数値に統計資料や実施調査などによって求めた大気排出率をかけることで推計を行ってきました。しかし、より正確な VOC 排出インベントリーの作成のためには、VOC の処理・破壊量など事業者の取り組み状況の積み上げが必要となります。

このため VOC 排出抑制専門委員会では、自主的取り組みについて取り組み主体や内容、実施方法をはじめ、事業者による情報の公開・検証の仕組みや行政による把握・評価などについて討議し、必要に応じてガイドライン作成も検討しています。

資料:2005 年 5 月 13 日 化学工業日報

機器分析箇所 関善行

～ お知らせ ～

「The Knights 講演会 in 2005」のため7月11日(月)の業務は午前 11 時までとさせていただきます。

何かとご迷惑をお掛け致しますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

製品中有害物質情報を廃棄段階で把握

製品中有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する検討会は、廃棄段階における製品の有害物質情報の活用を柱とする報告書骨子をまとめました。6 月下旬に最終報告書がまとまる予定です。

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)により、事業者には家電や電子機器などの製造段階で使われる有害物質の排出量や移動量の報告が義務づけられています。しかし、製品そのものの有害物質情報は適用対象外とされているため、廃棄処理段階や海外に再生資源として輸出された場合、有害情報が把握できず環境汚染や処理費増大をもたらす恐れがあります。

このため製品中の有害物質情報を廃棄処理段階でも把握することが必要と指摘し、今後適切な廃棄物処理を促す情報活用の仕組みの制度化を検討していきます。

まず 2006 年に施行される欧州特定有害物質規制(RoHS)の対象となる鉛、水銀など 6 種類について、排出事業者、処理業者の双方が活用できる指針の作成を急ぐ必要があるとしています。

資料:2005 年 5 月 19 日付 日刊工業新聞

機器分析箇所 有賀久枝

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 「ポジティブリスト制度」導入の留意事項 内閣府
2. PRTR未届出事業者の把握を勧告 総務省行政評価
3. 食品中のカドミウム国際基準値案合意
4. 対象物質追加を検討する委員会設置
POPs条約第1回締約国会議
5. 室内化学物質の濃度 16年度実態調査
6. 第6次水質総量規制の方向性を答申 中環審
7. 東京、大阪、伊勢各湾で水質改善を要望
8. 温泉資源の保護基準見直し 群馬県
9. 海洋不法投棄一斉取締り 海上保安庁
10. 有害物質減らす技術に助成 経産省
11. 再生絶縁油使用中止で PCB 検出率減



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発